

議案第7号

東日本大震災の被災者等に係る沖縄県立高等学校等の入学
考査料及び入学料の免除に関する特例を定める規則について

東日本大震災の被災者等に係る沖縄県立高等学校等の入学考査料及び入学料
の免除に関する特例を定める規則を別紙のとおり定める。

平成24年3月28日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

東日本大震災の被災者等に係る沖縄県立高等学校等の入学考査料及び入学料の免除に関する特例を定める規則

東日本大震災の被災者等に係る沖縄県立高等学校等の入学料等の免除に関する特例を定める規則（平成23年沖縄県教育委員会規則第5号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例（昭和48年沖縄県条例第41号）第6条、第7条、第8条及び第9条の規定に基づき、東日本大震災の被災者及びその子弟（以下「被災者等」という。）に係る沖縄県立高等学校の入学考査料及び入学料（専攻科の入学考査料及び入学料を除く。以下同じ。）並びに沖縄県立中学校の入学考査料の免除に関し、必要な事項を定めるものとする。

(免除の対象)

第2条 免除の対象となる被災者等は、東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条に規定する市町村の区域に住所を有していた者で、災害救助法施行令第9条（昭和22年政令第225号）の規定による救助の期間において県内に転居してきたものとする。

(免除の期間)

第3条 被災者等の入学考査料及び入学料については、災害救助法施行令第9条の規定による救助の期間の終了した日から2年以内の期間において免除することができる。

(還付)

第4条 既に納付された入学考査料及び入学料は、これを還付することができる。

(補則)

第5条 前3条の規定による免除の取扱い等については、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の東日本大震災の被災者等に係る沖縄県立高等学校等の入学考査料及び入学料の免除に関する特例を定める規則の規定は、平成24年度以後の入学（転学及び編入学を含む。）を志願する者及び許可された者について適用する。

1 件名

東日本大震災の被災者等に係る沖縄県立高等学校等の入学検査料及び入学料の免除に関する特例を定める規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 本県は、東日本大震災の被災者等に係る沖縄県立高等学校等の入学料等の免除に関する特例を定める規則（以下「規則」という。）を制定し、震災により平成23年度中に県立学校に転学してくる生徒の就学機会の確保、家計の負担軽減等に資することを目的に、これまで授業料（専攻科の授業料に限る。）、入学検査料、入学料及び聴講料（以下「入学料等」という。）の免除支援を行ってきた。
- (2) 現行の規則では、平成23年度で免除支援が終了することとなるが、被災県の応援要請に基づき提供する避難者向け借上げ住宅の入居が2年間可能であり、福島県の避難者については入居募集が継続中であること。他都道府県でも平成24年度は免除支援を継続する団体が多いこと等から、本県も当面継続を支援することとし、全部を改正する。
- (3) 平成24年度以降は、災害救助法が適用された市町村に住所を有していた者で、県の避難者向け借上げ住宅の入居募集期間までに県内へ転居してきたものについて、同期間の終了した日から2年以内の期間において免除することができることとする。
- (4) 専攻科の授業料、入学検査料及び入学料並びに聴講料は、一定の目途がついたものとして、平成24年度から免除しないこととする。

3 改正案の概要

- (1) 被災者等について免除する入学料等は、県立高等学校の入学検査料及び入学料（専攻科の入学検査料及び入学料を除く。）並びに県立中学校の入学検査料とした。（第1条関係）
- (2) 免除の対象となる被災者等は、震災に際し災害救助法が適用された同法第2条に規定する市町村の区域に住所を有していた者で、災害救助法施行令第9条の規定による救助の期間において県内に転居してきた者とした。（第2条関係）
- (3) 被災者等の入学検査料及び入学料については、災害救助法施行令第9条の規定による救助の期間の終了した日から2年以内の期間において免除することができることとした。（第3条関係）
- (4) 既に納付された入学検査料及び入学料は、これを還付できることとした。（第4条関係）
- (5) 改正後の規則の規定は、平成24年度以後の入学（転学及び編入学を含む。）を志願する者及び許可された者について適用することとした。（附則）

4 関係各課との調整状況

財政課と調整済み。

5 添付資料

- (1) 新旧対照表

東日本大震災の被災者等に係る沖縄県立高等学校等の入学料等の免除に関する特例を定める規則（平成23年沖縄県教育委員会規則第5号）

新旧対照表

改正案	現行
<p>東日本大震災の被災者等に係る沖縄県立高等学校等の入学料及び入学料の免除に関する特例を定める規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例（昭和48年沖縄県条例第41号）第6条、第7条、第8条及び第9条の規定に基づき、東日本大震災の被災者及びその子弟（以下「被災者等」という。）に係る沖縄県立高等学校の入学料及び入学料（専攻科の入学料及び入学料を除く。以下同じ。）並びに沖縄県立中学校の入学料の免除に関する事項を定めるものとする。 (免除の対象)</p> <p>第2条 免除の対象となる被災者等は、東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条に規定する市町村の区域に住所を有していた者で、災害救助法施行令第9条（昭和22年政令第225号）の規定による救助の期間において県内に転居してきたものとする。 (免除の期間)</p> <p>第3条 被災者等の入学料及び入学料については、災害救助法施行令第9条の規定による救助の期間の終了した日から2年以内の期間において免除することができる。</p> <p>第4条 既に納付された入学料及び入学料は、これを還付することができる。 (補則)</p> <p>第5条 前3条の規定による免除の取扱い等については、教育長が別に定める。 附 則 この規則は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、改正後の東日本大震災の被災者等に係る沖縄県立高等学校等の入学料及び入学料の免除に関する特例を定める規則の規定は、平成24年度以後の入学（転学及び編入学を含む。）を志願する者及び許可された者について適用する。</p>	<p>東日本大震災の被災者等に係る沖縄県立高等学校等の入学料等の免除に関する特例を定める規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例（昭和48年沖縄県条例第41号）第6条、第8条及び第9条の規定に基づき、東日本大震災の被災者及びその子弟（以下「被災者等」という。）に係る沖縄県立高等学校の授業料、入学料、入学料及び聴講料並びに沖縄県立中学校の入学料の免除に関する事項を定めるものとする。 (入学料の免除)</p> <p>第2条 東日本大震災における被災者等の平成23年度の入学（転学及び編入学を含む。以下同じ。）に係る沖縄県立の高等学校及び中学校の入学料については、免除することができる。 (授業料、入学料及び聴講料の免除)</p> <p>第3条 東日本大震災における被災者等で平成23年度に入学を許可されたものについては、沖縄県立高等学校の授業料、入学料及び聴講料を免除することができる。 (その他)</p> <p>第4条 前2条の規定による免除の取扱い等については、教育長が別に定める。 附 則 この規則は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。</p>